

令和5年度（2023年度）第4回教育委員会（7月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）7月13日（木）
午前9時30分から午前11時35分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 令和6年度（2024年度）県立高等学校生徒募集定員について
- 議案第2号 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 熊本県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第4号 熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 県立学校長の人事異動について
- 議案第6号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第7号 スポーツ推進審議会の委員の任命及び解職について
- 議案第8号 熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について

（2）報告

- 報告（1） 熊本県教育委員会の点検及び評価について
- 報告（2） 次期熊本県教育大綱及び教育振興基本計画の策定について
- 報告（3） 令和5年度（2023年度）教員不足について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号から議案第8号までは、人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号まで、報告（1）から報告（3）までを公開で審議し、非公開で議案第5号から議案第8号までを審議した。

（4）議事

○議案第1号 令和6年度（2024年度）県立高等学校生徒募集定員について
高校教育課長

それでは、議案第1号「令和6年度（2024年度）県立高等学校生徒募集定

員について」御説明します。

提案理由については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で定める必要があるためです。

2ページの(別紙)を御覧ください。令和6年度(2024年度)の全日制高等学校、定時制高等学校及び高等学校専攻科の生徒募集定員は、本年度と変更ありません。

また、本議案について決定いただいた後は、8月下旬の私立高校及び熊本市立高校の募集定員公表に合わせて、県立高校についても、全ての高校の生徒募集定員を報道機関に提供する予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

- 議案第2号 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 熊本県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第4号 熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

義務教育課長

義務教育課です。議案第2号、第3号及び第4号については、いずれも県内初の夜間中学「県立ゆうあい中学校」の新設に伴い、関係規則を改正するものであるため、一括して御説明します。

議案第2号の資料2ページに、改正内容をまとめています。「1 規則改正の必要性」については、資料に記載のとおりです。

「2 規則の改正内容」を御覧ください。議案第2号は、熊本県立学校管理規則の改正についてです。第6条の4「夜間中学の教育課程に関する規定」については、ゆうあい中学校において、生徒の実情に応じた特別の教育課程を編成することができるとしています。本規則の施行日は、令和5年(2023年)8月1日としています。

次に、議案第3号「熊本県立中学校学則の改正について」です。①13条の2に、ゆうあい中学校の教育課程について、熊本県立学校管理規則において定める規定を設けるとしています。②第17条「入学の手續等に関する規定」、第20条「編入学の手續に関する規定」について、現行規則には、「校長が、入学志願者に対し、選抜のうえ入学を許可する。」などとありますが、ゆうあい中学校の入学においては選抜を実施しないため、入学の手續等に関する規定を設けるものです。入学願、その他必要な書類及び面接の結果を資料として用いた入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可することとしています。③第21条の2「夜間中学の生徒の休学の手續等に関する規定」、第21条の3「夜間中学の生徒の復学の手續等に関する規定」については、現行規則には、休学及び復学の規定がな

いため、ゆうあい中学校の生徒の休学及び復学の手続等に関する規定を設けるとしてあります。休学の期間は、1月以上1年以内としますが、特別の事情がある場合には、休学の期間を満2年に達するまで延長することができることとしています。その他、所要の規定の整理を行います。本規則の施行日は、令和5年（2023年）8月1日としています。

最後に、議案第4号「熊本県立中学校の通学区域に関する規則の改正について」です。現行規則の第3条には、「通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。」とありますが、ゆうあい中学校の通学区域は、当該生徒の生活の本拠をもって定めることとしています。本規則の施行日は、令和6年（2024年）4月1日としています。資料として、規則案の概要、新旧対照表等を添付しています。

説明については、以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

いろいろと配慮があることが理解できます。1つ質問ですが、教育課程に関して、休学をした場合の卒業年度はどのようになりますか。一定期間在籍していなければ卒業できないと思いますが、途中の休学期間がどのように反映されるのか教えてください。

義務教育課長

現在、他県の状況等を確認し、研究を進めているところです。現時点では、最大何年までという規定は定かではありませんが、他県の状況でいうと、最大6年までという規定にしているところもありますので、そのようなものを参考にしながら今後検討していきます。

田口委員

例えば、3年間は通学しなければいけないとなった場合に、途中で1か月間や2か月間、休学した場合には、3年間では卒業できないという規定になりますか。

義務教育課長

中学校の教育課程については、いわゆる高校は単位制であり、単位を認定されなければ卒業要件を満たすことにはなりません。義務教育関係の学校については、単位制ではありません。そのため、それぞれの生徒の実情を勘案しながら、卒業の要件を個別に考えていくことになると思います。

田口委員

ありがとうございます。是非、それぞれの状況に応じて、しっかり学べて、卒業できるような配慮で、検討してください。

三淵委員

休学について、いろいろな背景の生徒がいるということで、例えば、妊娠・出産や育児等も配慮しますか。

義務教育課長

三淵委員がおっしゃった内容も含めて、様々な状況等が予測されると思います。また、例えば50代や60代の方、その一方で中学を卒業して間もない方など、年齢層も多様になると思います。その年齢層に応じて、例えば、現在の高校生に相当するような子どもたちが夜間中学に入ってきた場合は、当然保護者ともしっかりと連携しながら、いろいろな事情を考慮して、生徒たちが安心して学べ

るような環境づくりに努めていきたいと考えています。

教育長

関連して、先ほどの説明に、最大6年間や、他県の状況を見てということがありましたが、在籍年数はどこで定めるのですか。

義務教育課長

最終的には、中学校学則等の規則の中で定めていくことになるかと考え、検討しているところです。今、どこで定められているのかということについて、他県の状況等を確認しているところです。

教育長

今回改正する規則があるが、その規則で定めるかもしれないのですか。そこが決まっていないということですか。

義務教育課長

必要に応じて、新たに規則の改正等をお願いする場合も出てくることも想定しています。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1) 熊本県教育委員会の点検及び評価について

○報告(2) 次期熊本県教育大綱及び教育振興基本計画の策定について

教育政策課長

報告(1)「熊本県教育委員会の点検及び評価について」御説明します。本件については、今回の7月定例教育委員会で素案を報告し、事前に委員の皆様から御意見をいただいた後、8月定例教育委員会に改めて議案として提出し、御審議いただきます。

報告書本体は別冊のとおりですが、本日は、「熊本県教育委員会の点検及び評価概要」に沿って説明します。

まず、「1 報告書について」です。教育行政の効果的な推進及び県民への説明を目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、点検及び評価を実施しました。「2 報告書第1部 教育委員会の活動状況」です。教育委員会や広報の状況等について記載しています。「3 報告書第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」です。教育施策の実施状況について、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って、令和4年度(2022年度)の取組状況を整理しました。全部で15の指標を設けており、このうち、8つの指標が策定時から改善しています。横ばいは5指標、悪化した指標は2指標となっています。新型コロナウイルスの影響による落ち込みから回復しつつある指標もあり、引き続き目標達成に向け課題への対応を進めていきます。

次に「4 今後のスケジュール」です。7月25日に有識者から意見聴取した後、8月定例教育委員会で最終評価をいただき、その後、9月議会に報告、県ホームページにおいて、公表する予定です。

「5 令和4年度(2022年度)の主な取組、課題・今後の方向性について

て」です。報告書第2部の概要を教育プランの「基本的方向性」の順に御説明します。見開きの左側のページに、令和4年度（2022年度）の主な取組や課題・今後の方向性、右側のページに指標の状況を載せています。本日は、左側の取組や課題・今後の方向性について御説明します。

基本的方向性は9つありますが、方向性1～7については「家庭教育支援にしっかり取り組みます」のような重点取組を設定していますので、それぞれ御覧ください。

それでは方向性ごとに、詳細を説明します。方向性1として、「家庭・地域の教育力向上」を設定しています。就学前施設における「親の学び」講座の普及を図るため、「親の学び」推進園の指定を進めるとともに、双方向型のオンライン講座実施に向けた環境面、技術面の課題に対し、説明会の開催や講座支援を実施しました。「親の学び」推進園の増加を図るとともに、従来の対面型講座の更なる実施とオンライン講座・オンデマンド講座の活用を促進していきます。

次に「基本的方向性2：安全・安心に過ごせる学校づくり」です。いじめへの対応として各学校が配置した情報集約担当者向け研修を実施しました。また、県立学校生徒を対象とした「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を運用し、生徒一人ひとりへの周知徹底を行いました。児童生徒が安心して学校に相談できる体制の構築・充実を図るとともに、援助希求能力を育成していきます。また、スクールカウンセラー95人、スクールソーシャルワーカー29人を増員して配置し、不登校児童生徒等に対し連携して対応しました。不登校の未然防止のための教育を進めるとともに、長期欠席を防ぐため、専門家と連携した取組を推進していきます。

次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」です。熊本県学力・学習状況調査の結果に基づき、児童生徒一人ひとりの課題に応じたアドバイス等を示した個人票や学習プリントを提供し、課題克服の取組を充実させました。調査結果の検証を行い、個人票と課題に応じた学習プリントを活用し、課題克服状況を確認しながら、児童生徒一人ひとりに応じた対策の徹底を図ります。また、各県立高校において「基礎学力定着のための年間指導計画」を策定するとともに、研究指定校における学習指導の改善充実及び教育課程の研究を行いました。指導と評価の一体化などの研究指定校の取組の成果を全ての学校で普及させるため、成果発表の機会を充実させます。

次に、「基本的方向性4：障がいや多様な教育的ニーズに応える」です。特別支援学校の児童生徒の進級や進学等の実態を踏まえた個別の教育支援計画の作成・活用・引継に係るガイドラインの周知徹底を図りました。学校訪問や特別支援教育コーディネーターの巡回相談等を通して、個別の教育支援計画の意義や、計画の活用についての指導・助言を行っていきます。また、高等支援学校に配置しているキャリアサポーターによる職場開拓を実施しました。キャリアサポーターの活用により、増加・多様化している就職希望に応じた職場開拓に取り組みます。

4ページをお願いします。次に、「基本的方向性5：キャリア教育の充実とグローバル人材の育成」です。キャリアプランニングスーパーバイザーによるインターンシップ受入事業所の開拓を図りながら、県立高校（全日制）においてインターンシップを実施しました。特に普通科生徒のインターンシップ体験の増加が課題であり、各学校の実績や状況に応じた支援を行っていきます。また、英語外部検定試験受験料に係る市町村への補助や低所得世帯への受験料補助を実施しま

した。受験料補助等による支援体制の充実及び児童生徒の英語力向上に向けた教職員研修の充実を図ります。さらに、県立高校でスピーキング・ライティングテストの活用を促進するとともに、英語に特化した学校訪問による指導・助言を実施しました。各校の実情に合わせた目標取得率を設定し、英語外部検定試験の積極的な受験を推進していきます。

次に、「基本的方向性6：魅力ある学校づくり」です。高森高校マンガ学科などの学科改編の決定、「県立高校学びの祭典」の開催など、「県立高等学校あり方検討会」の提言を踏まえた魅力化の取組を実施しました。「県立高等学校あり方検討会」の提言に基づき、社会や地域、生徒のニーズに応える特色ある学科の設置や学びの導入について引き続き検討を行い、魅力化に向けた取組を実施していきます。

次に、「基本的方向性7：子供たちの学びを支える」です。教員の人材確保を図るため、PR動画の作成等を通じた本県教員の魅力発信や考查内容の改善等を実施しました。ペーパーティーチャーやUIJターン者等に対する講習会等を通し、免許保有者の掘り起こしを進めます。また、働き方改革の趣旨や労働安全衛生に係るチラシ、業務改善事例集を作成し、学校に配布するとともに、外部人材の確保・活用を実施しました。働き方改革支援アドバイザーの学校への派遣等により、引き続き、働き方改革に向けた教職員の意識啓発を図ります。さらに、県立学校について、特別教室・体育館等への校内通信ネットワークの整備を完了しました。また、学校情報化優良校の認定取得を促進しました。校内通信ネットワーク未整備の専門高校の実習棟・圃場等について、整備を完了するとともに、ICTの活用促進を図ります。

次に「基本的方向性8：文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」です。県スポーツ協会のクラブアドバイザーと市町村を訪問し、総合型地域スポーツクラブの質的充実や設置促進等の情報交換を実施しました。総合型地域スポーツクラブ未設置町村への丁寧な説明や情報提供及び指導者の育成や活動内容の充実を図ります。

最後に「基本的方向性9：災害からの復旧・復興」です。令和2年7月豪雨で被災した文化財（国・県指定、国登録）は、復旧対象43件のうち33件が復旧しました。引き続き、文化財の災害復旧を進めていきます。

続いて、報告（2）「次期熊本県教育大綱及び教育振興基本計画の策定について」御説明します。次期県教育大綱及び県教育振興基本計画については、今年度から策定作業に入ることから、策定の趣旨やスケジュールについて報告します。

まず、「1 次期教育大綱策定の趣旨」についてです。教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての基本方針として、知事が定めています。策定に当たっては、あらかじめ、総合教育会議における協議が必要です。

現大綱に期間の定めはありませんが、知事の任期を考慮し、令和5年度（2023年度）までを対象期間と考えていますので、次期大綱について、新たに策定される県総合計画との整合を図りながら、令和6年度（2024年度）中に策定する予定です。

次に、「2 次期教育振興基本計画策定の趣旨」についてです。教育基本法第17条第2項の規定に基づき、県の教育振興に関する方策を総合的に取りまとめた「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」を策定していますが、第3期プランの計画期間が令和5年度（2023年度）までとなっていることから、次期計画

を策定する必要があります。

次に、「3 次期計画の概要」についてです。名称は第4期熊本県教育振興基本計画（仮称）、計画期間は令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）の4年間、計画策定は令和6年度（2024年度）を予定しています。

次に、「4 次期計画策定スケジュール」についてです。まず、「（1）委員会設置」についてですが、9月頃までに有識者からなる委員会を立ち上げ、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）に年2回程度委員会を開催し、御意見をいただく予定です。策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、県総合計画などとも整合を図りながら進めていきます。

最後に、「（2）策定・公表」についてですが、委員会等での検討を進め、パブリックコメントの実施や県議会教育警察常任委員会への報告等を経た上で、令和6年度（2024年度）中の策定・公表を予定しています。

教育委員の皆様には、先ほど協議しました教育委員会の点検及び評価の結果なども踏まえ、適宜、策定内容の協議及び報告を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

英語検定の受験料を補助したとありましたが、実績としては、高校3年生における「生徒が英語力を身に付けた割合」は下がっている状況です。具体的にどのような補助を実施されたのか教えてください。

義務教育課長

補助の内容ですが、英検の受験料の3分の2以上を補助する市町村に対して、その半額、全体で言うと3分の1を県が補助するものです。子どもたちの手出しは、最大で全体の3分の1となります。今はほとんどの市町村が大部分を補助しており、全額を補助する市町村も多いので、子どもたちが手出しをする割合は年々下がっています。

高校教育課長

高校生に関しては、高校2年生の非課税世帯の家庭に補助を実施しています。英検の受験料の会場受験で受験した場合の金額のおおよそ半分程度になると思いますが、3,000円を上限として補助を実施しています。

西山委員

ありがとうございました。中学生はほとんどの市町村ということですが、3分の2以上の補助を実施していない市町村はいくつあるのですか。

義務教育課長

補助を実施していない市町村はありません。

西山委員

全ての市町村で実施しているのですね。それが成果として上がってきているのではないかと思います。高校は、もう少し手立てを考えないといけないかもしれませんので、よろしくお願い申し上げます。

木之内委員

家庭教育支援にしっかり取り組んでいくということですが、現在の推進園を増加していくことについて、どのぐらいを目標にしているのか教えてください。また、オンライン講座やオンデマンド講座が、現在、どのぐらいの数があって、ど

のように取り組まれているのかを教えてください。

社会教育課審議員

社会教育課です。親の学びの推進園は、熊本市を入れたところで、今年度は252園です。推進園が全て実施していただけたならば、目標値である50%にほぼ近づきます。ただし、Wi-Fi等の環境によっては厳しい面もあり、オンライン講座となると、園若しくは各家庭のWi-Fi環境によっては、オンラインは厳しいという状況もあります。

これまで、対面の家庭教育支援を進めてきているところですが、コロナ禍で園がなかなか保護者を集められないので、オンラインやオンデマンドを併せて推進してきたところです。今年度になり、少しずつ対面の園が増えてきていますが、年少児や3歳児未満といった子どもが小さい保護者は、一斉には集められないという園もまだ多いのが現状です。したがって、対面とオンデマンドを併せて推進し、Wi-Fi環境が整っている園に関しては、オンラインも併せて進めている状況です。その3本を上手く組み合わせながら、親の学び講座に取り組んでいるところです。

木之内委員

家庭教育は重要な要素だと思うので、いろいろな条件等で苦勞も多いと思いますが、是非、前向きに工夫をしてもらえたらと思います。

田浦委員

高校生のインターンシップについての質問ですが、普通高校の生徒のインターンシップ先として、どのようなところを検討されているか教えてください。

高校教育課長

それぞれの学校・校種によって違い、普通科の高校に関しては、それぞれの地域によっても状況が違います。例えば、学校で考えられて、希望する生徒に農業体験をさせる、というのは実際にあった事例です。それ以外に、探究的な学びを推進する中で、いろいろな企業や外部の方とつながる機会がとて多くなっています。そのようなところにも出かけていって、いろいろなお話を聞く中で、インターンシップに相当するような、いわゆるキャリア教育的な視点でお話をいただくケースも出てきています。具体的にどのような職種というのは特段ありませんが、学校の生徒の希望に合わせて、どんどん開拓していているという状況です。

田浦委員

ありがとうございます。その生徒の将来の就職先にも関連してくると思います。市町村役場などとも連携できたらいいなと思いました。

田口委員

いろいろな取組をしていただき本当にありがとうございます。ただし、どんどん仕事が増えていくと、担当される方々がパンクしてしまうのではないかと懸念しています。スクラップ&ビルドの考えや先ほど御質問がありました企業との連携も必要だと思います。企業には、CSRとかCSV、御自身の企業の利益にもつながる社会貢献という考え方が広がってきており、高森高校でのコアミックスとの連携は、非常に良い取組だと思います。教育委員会と学校でやるべきこと、他に頼ってもいいこと、そこも含めていろいろと御検討いただくと、無理せず、良い取組を子どもたちに提供できるのではないかと期待します。御検討をよろしくお願ひします。

西山委員

方向性の7について、教員の人材確保を図るため、動画による魅力発信を実施

しているということですが、その発信はどこでされているか、もう一度教えてください。

学校人事課審議員

県教育委員会のホームページから入るようになっていきます。

西山委員

今見っていますが、県教育委員会のホームページのどこにありますか。採用情報の臨時的任用教職員募集というところですね。

いつも申し上げているのですが、コンテンツは非常にありますが、そこにたどり着くことができません。県教育委員会のホームページへのボタンを、熊本県ホームページのトップに入れていただきましたが、これはすごいことだと思います。せっかく熊本県のトップページの「教育情報」というボタンを押せば、県教育委員会入っていけるルートを作っていただいているので、この県教育委員会のホームページは、もっとブラッシュアップし、発信したいことに見た人がすぐたどり着けるようなホームページにしていく必要があると思います。

県教育委員会のホームページの一番右下から熊本県ホームページのトップにいけるということですが、それでいいのかと思っています。やはり、皆さんが使いながら、ブラッシュアップしていかなければ、何も変わらないと思います。いろいろなことをやられて、魅力を発信していますと言われても、たどり着けません。ホームページは非常に有効な道具だと思いますので、ここのインターフェースを、もっと改善していただきたいというのが最終的な私の意見です。よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございます。いつもこうしたアドバイスをいただいております。我々も常に見直しをやっていく必要があると思っていますので、よろしくお願ひします。

三淵委員

基本的方向性の2「貧困の連鎖を教育で断ち切ります」についてですが、相当難しいことだと思います。貧困については、自分自身で勉強会を開いたりしたことがあります。例えば、夏休みになると子どもの体重が減る、2学期になったときに減っている、家で食べてないといった子どもたちをいかに見つけ、救うかということについては、スクールソーシャルワーカーの方々がいろいろ対応されると思いますが、貧困や虐待、虐待まではいかななくても、ちゃんと食べさせてもらっていない、家庭の教育力というところもあると思いますが、親がパチンコなどに行くと子どもの面倒を見ないといったことは、非常に難しい問題ですが、重要な問題だと思います。書いてなくてもいいと思いますが、取組の中で意識していただきたいと思っています。スクールソーシャルワーカーは教育委員会に配置されるのですか。この29人という数字がどうなのか、もう少し増やさないといけないか教えてください。

学校安全・安心推進課長

スクールソーシャルワーカーの29人の配置については、拠点的に配置し、エリア・担当を決めて、相談に対応しているところです。委員御指摘のような、家庭の状況に問題・課題がある場合については、福祉、関係行政機関や専門機関と連携して取り組んでいるところです。人数の配置については、実際に対応しているスクールソーシャルワーカーからの報告等を踏まえると、福祉的な対応のニーズが深まっていると感じており、今後もしっかりと配置し、対応できるよう努めていきます。

田口委員

貧困の連鎖を断つというところで関連してですが、以前、何度か質問したヤングケアラーへの対応について、いろいろと御検討いただき、実態調査をしていただいているというところまでお聞きしましたが、その後どのような調査結果になったのか、そしてどのような対策を県として準備されているのか、分かる範囲で結構ですので教えてください。

学校安全・安心推進課長

ヤングケアラーの調査については、詳細を別途御説明します。ヤングケアラーへの対応としては、特にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職が対応しているところですが、例えば、個別に課題がある中で悩みを抱えている子どもや家庭への支援に取り組んでいるところです。

田口委員

ヤングケアラーについては、学校の範囲だけでは到底対応できないものだと思います。地域の民生委員や福祉担当の方と教育委員会が連携しながら対応していくとお聞きしたところです。支援を必要としているお子さんが多くいるのは事実ですので、できるだけ具体的に早く対応をお願いできればと思います。

西山委員

先ほど県教育委員会のホームページから熊本県のホームページに移れるとのことでしたが、移ったページは熊本県のトップページですか。熊本県のトップページには4つボタンがあって、「教育情報」というボタンがあります。この辺りを精査していかないと、できていると言いながら、実態は違うのではないかと思います。緊急・重要なお知らせも熊本県のトップページと同じことを言っているものもありますので、いろいろと変えないといけないことがあるのではないかと思います。

木之内委員

魅力ある学校づくりのところに高森高校のことが書いてありますが、7月10日（月）から11日（火）まで全国都道府県教育委員会連合会の総会があり、熊本でマンガ学科を作ったことは反響が大きかったです。しかし、討論の中で出ていたのは、各県が定員割れをしている小規模校に対して、魅力ある学校づくりを追求しており、いろいろな意味で競争になっていくだろうという話です。マンガ学科を民間企業と連携して、一歩先にやったというのは非常にすごいことだと思いますが、結局、教員不足にしても、学校の定員割れの問題にしても、日本中どこでも同じ状況です。こうした中で、いかに一歩抜きん出ることを熊本県としてやりきるかということは、非常に大きな課題だと思います。これが良い悪いということではありませんが、高森高校マンガ学科は今年できていて、本当に進学や就職につながっていくのか、継続的にある程度人数を確保できる形になるために何が必要なのか、できたことで満足せず、県教育委員会としてもしっかりサポートをしていくのが重要だと感じたところです。

また、教員不足というのは、日本中同じ状況ですが、他県では、県教育委員会と大学の連携にクローズアップして取り組んでいるところがあります。本県では熊本大学が始めているのかもしれませんが、特別な枠を作るなど、他県では前向きにやっている部分が多いと感じました。すぐに何ができるということではないと思いますが、非常に受験率が低い県と聞いていますので、いかにそこを改善できるかは、抜本的に検討していく必要があると感じています。細かくどうこうではありませんが、その辺を工夫してもらえたらと思います。

三淵委員

基本的方向性4「障がいのある子供の学びを支えます」についてですが、特別支援学校も建物が新しくなっているところもあり、充実しているところが出てきていると思います。水俣市立医療センターに毎月行っているのですが、水俣の障がいのある人たちは、鹿児島の出水の支援学校に行っている人が多いようです。今度、芦北支援学校の視察もありますし、小国支援学校には大分から来ている子どもがいるとの話も聞きます。他県とも協議が必要だと思いますが、そのような県境の状況はどうなっていますか。バスはある程度来るが、なかなか近くまでは来ないため、水俣の人たちは、芦北に行くより出水の方がいいということでした。県境を越えての検討などは、どのような状況ですか。

特別支援教育課長

県内については、芦北高校内に、芦北支援学校の佐敷分教室として、知的障がいの子どもたちが通える高等部を作っています。おれんじ鉄道などで通える状況ではあると思いますが、出水の方に行かれることもあるということで、事情があるものと思います。

三淵委員

患者さんや保護者の方の話を聞いていると、私の実感としては、出水に行っている人の方が多いと思います。

木之内委員

基本的方向性2に「貧困の連鎖を断ち切る」とありますが、例えば、熊本の場合、経済的に大学に行くのを諦めてしまうという話をよく聞きます。企業から奨学金をもらおうと、その会社に入らなければならなくなるから問題になるかどうかはわかりませんが、一般の奨学金が数々ありますが、この基本的方向性の中に、そのような経済的な面で諦めてしまうということに対してのフォローのような話がありません。学問のレベルを上げることで奨学金を取るといったことや、いろいろな方針・やり方はあると思いますので、そのような進学に対して経済的理由で諦めないで済むよう進めていくといったことは、知事もそういうことをおっしゃられていますので、どこかに文言で入れてもいいのではと感じました。

高校教育課長

御意見ありがとうございます。育英資金の奨学生を募集していますし、経済的に厳しい家庭には、奨学のための給付金という制度があります。また、委員から御指摘のありました、一般の奨学生、特に、最近は給付型の奨学金が非常に増えてきていて、そうしたものを、県教育委員会のホームページのトップページのところから入れるような形で御紹介するようにしています。各学校で担任等が各家庭と相談しながら、そうしたところもしっかり案内をしながら進めていきたいと思っています。プランに関しての話は、改めて御意見としていただきたいと思っています。ありがとうございます。

木之内委員

熊本は決して進学率が高いわけじゃないと思います。大学に行くのが全てというわけではありませんが、そういったところも入るといいなと思いました。

田口委員

関連して情報提供です。以前、大学に入って奨学金をもらい、就職した場合に返還が免除される職種として、医者と教員があったように思います。本当に経済的に厳しくても、学校の先生になれば免除されるというので、かなり意識の高い

優秀な方が教員になられていた時代がありました。今は全くないかというところでもなく、三重県の三重大学では、地域枠という設定があります。県南の地域の教員になる人を対象にして、ある枠を設けて、その推薦で取るということですが、さらにそれに加えて、県南の行政や町、市が奨学金制度を作っておられ、安心して学べる環境を提供されているという事例もあります。県が全部というのがなかなか難しい場合であれば、市町でそのような制度を作って、優秀な先生を地域に戻すということを実際にやっているところもあるという情報提供でした。

西山委員

育英資金は、昔はそのようになっていたのですね。それはいいですね。

教育長

他はよろしいでしょうか。

このプランについては、冒頭に説明がありましたが、今月末に外部有識者の意見を聴取し、来月の定例委員会で最終評価の報告をさせていただくことにしています。今日いただいた御意見を含めて、次に生かしていきたいと思えます。

○報告（3） 令和5年度（2023年度）教員不足について

学校人事審議員

学校人事課です。令和5年度教員不足について、現状及び不足解消に向けた取組について報告します。

1 ページをお願いします。冒頭に、教育長のコメントを掲載しています。全国的な課題となっている教員不足ですが、本県でも不足の解消には至っていません。教育不足の早期解消は、待ったなしの喫緊の課題と捉えており、これから御説明します新たな取組も含め、できることは全て行うという決意のもとで、不足解消に向け、全力で取り組んでいきます。

2 ページをお願いします。教員不足の現状ですが、今年5月1日現在の不足数は110人、配置予定数に対する不足数の割合は1.12%となっています。令和3年度（2021年度）以降の不足数の推移は、御覧の表のとおりとなっています。

3 ページをお願いします。教員不足の主な要因について、全ての校種・職種に共通する要因として、2点挙げています。1点目は、近年の教員の大量退職に伴い、採用者数を増やしている中で、多くの臨時教員が正規教員として採用されているために、産休や育休等の代替としての臨時教員が年々不足していること、もう1点は、小中学校の特別支援学級数や特別支援学校の学級数の増加等の要因により、必要となる教員数が年々増加していることです。

4 ページから6 ページは、校種別の要因をまとめています。説明は省略させていただきます。

7 ページをお願いします。教員不足解消にあたっては、あらゆる策を躊躇なく、集中的に、関係機関と連携して講じ、「教員のなり手確保」と学校現場での「働き方改革」という二本柱を両輪で実行する、という方針のもとで取組を進めています。教員の長時間勤務などに起因するブラックなイメージが教員不足につながり、1人当たりの業務量が増加することにより、更にイメージが悪化するという悪循環に陥っている現状を、二本柱の取組により、教員の魅力向上につなげ、教員が充足される好循環への転換を図っていきたいと考えています。

8 ページから9 ページまでには、これまでの取組の主なものを掲載しています。8 ページには、教員のなり手の確保として、昨年度初めて開催したペーパー

ティーチャー講習会によって、講師の確保につながった事例や、熊本大学との連携により、高校生を対象に教員の魅力を発信する取組を行った事例などを、9ページには、教員の業務を支援する外部人材の積極的な活用や、学校におけるDXの推進等による、学校現場での働き方改革の実現に向けた取組を掲載しています。

10ページをお願いします。今申し上げたこれまでの取組に加え、今後更に、新たな取組を予定していますので、主なものを御説明します。

まず、なり手の確保についてですが、民間企業の就職活動の動向等を踏まえ、来年度実施の教員採用選考考査の第一次考査の試験日をこれまでより前倒しし、6月16日に開催します。

また、来年度の教員採用予定者を対象に、採用前の不安などを解消するため、「採用前インターンシップ」として、職業体験ができる機会を新たに設けるほか、大学との連携により、教育実習の受け入れ人数を大幅に拡大する予定としています。

また、11ページに記載のとおり、ペーパーティーチャーの相談窓口を県内9か所の教育事務所に新たに開設するとともに、今年度も講習会を引き続き開催するなど、教員免許保有者の掘り起こしに積極的に取り組んでいきます。

最後に、12ページですが、学校現場における働き方改革の新たな取組として、部活動改革の推進を掲げています。今年度から令和7年度（2025年度）までを「改革推進期間」と位置づけ、中学校における休日の運動部活動の地域移行を推進することとしています。

以上のような新たな取組も含め、早期の教員不足解消に向け、取組を強化していきます。説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

不足している110人の中に、臨採として雇うべきなのに雇えなかった者が含まれていますか。それとも、産休・育休は関係なく、110人が不足していますか。

学校人事課審議員

5月1日時点で、文部科学省に定数、すなわち人が座るべき席の数を報告しています。その席にどなたかが座っていれば充足となりますが、本採も臨採も座っていない席の数が県全体で110人だったということになります。

田浦委員

教員採用試験で、高校の先生の倍率は高いとよく聞きます。もし不採用になった場合に、小学校の先生として雇うことは制度的にできますか。

学校人事課審議員

高校は専門性が高く、教育学部以外の出身で、小学校の免許を持っていない方が多いです。小学校の免許を持っていれば、小学校の採用試験を受けることができます。

田浦委員

小学校の教育課程を履修されていないと、小学校の教員採用試験は受けることができないということですか。

学校人事課審議員

基本的に、免許を取得しているか、取得見込みの方でないと採用試験を受ける

ことができません。通信教育などで免許を取得することは可能です。

田浦委員

教育大学などで幼児教育を履修していても、小学校の教員採用試験は受けることはできませんか。

学校人事課審議員

基本的に相当免許状が必要で、幼稚園教諭の免許を持っていても、小学校の先生になることはできません。

田浦委員

臨採として採用されている期間に、免許を取得する勉強をしていただくことは可能ですか。

学校人事課審議員

熊本県で3年間だけ有効な臨時免許状があります。学習歴などで授与できる人物であるかについて審査し、認められれば、臨時免許状を授与しています。臨時免許状によって学校で働きながら、通信教育などで免許を取得する方もいます。

田浦委員

不採用になった方に、臨採となる案内などはしていますか。

学校人事課審議員

合否通知と一緒に、臨採の案内を送付しています。電話で連絡する場合があります。

田口委員

熊本県は、中学校・小学校で第1・第2希望をとるシステムを採用試験に取り入れられています。熊本市は、高校・中学校両方の採用試験にチャレンジできる制度があります。佐賀県は、高校で採用されなくても中学校で採用される制度があります。熊本県でこのような制度を取り入れるかについては、悩むことがあるかもしれません。

高校で不採用になった方に対して、臨採として働いてもらうことは、県や学校にとってメリットが大きいですが、臨採の方にとってはどうなのか考える時期に来ているように思います。

学校人事課審議員

御指摘があった点については、現在学校人事課で検討しています。決定次第、報告したいと思います。

田口委員

ペーパーティーチャー講習会の後、実際に採用試験を受けようとした人はどのくらいいらっしゃいましたか。熊本県で一度教員として採用された人は、出産などで辞めることになっても、終身、県で働くことができる権利を与えるのはいかがですか。また、新しい指導法等を支援する制度等によって、不安をなくし、復帰しやすくすれば良いと思います。

学校人事課審議員

元熊本県の教員で、子育てや介護、他県への転居などで辞められた方は、採用試験の一次試験を全免除していて、二次試験から受けることができる制度があり、たくさんの方が実際に受けています。

ペーパーティーチャー講習会に参加し、今年度の採用試験を受けた方の人数はまだ確認できていませんが、臨採や非常勤講師として働いている方が小・中・県立学校を合わせて18人いるので、一定の成果が上がっていると思います。

田口委員

一定の成果が上がっていると教えていただき、とても安心しました。是非来年度挑戦する方に自信をつけてもらうような支援をお願いしたいと思います。育児や介護などの人生にとってプラスになる経験をもつ方が、学校現場に帰ってくることは大変良いことだと思います。

三淵委員

特別支援学級に在籍する児童生徒数が増えていますが、（特別な支援を必要とする）神経発達症の子どもたちが増えているということですか。

学校人事課審議員

障がい種別で言えば、自閉症・情緒学級の増え方が大きいです。小中学校では、特別支援学級に在籍するかは市町村の教育支援会議の中で決定します。各市町村で特別支援教育に対する理解が進み、ニーズが高いと言えます。

西山委員

夏に現場の先生方に行う働き方改革のアンケートについてのスケジュールを教えてください。

教育政策課長

夏休み期間中に、小中高の先生方に実施することを考えています。今アンケートの項目などを検討していますので、決まり次第、アンケートを実施します。

西山委員

アンケート結果を集約してまとめるのは、だいたいどのくらいですか。

教育政策課審議員

夏休み期間中に回答してもらうので、10月を目途に考えています。結果がまとまり次第、報告します。

教育長

教員の確保が厳しい状況です。教員のなり手の確保と働き方改革の両輪で、しっかり対応していくことを考えています。国も給与体系等の対策を行おうとしているので、しっかり連携していきたいと思います。教員不足の件については、今後も議論していくことになると思います。

教育長

他はよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございました。
引き続き、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年（2023年）8月8日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時35分。